

児童買春事犯の現状

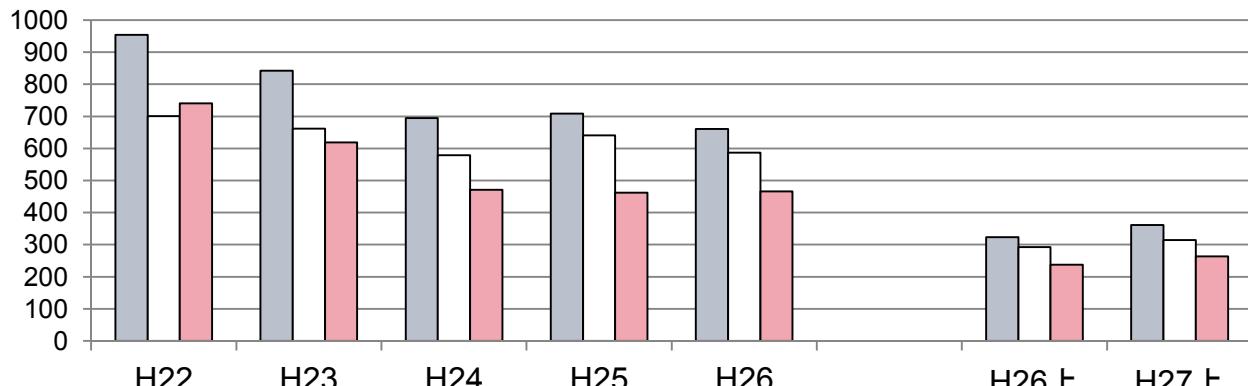
検挙状況

□ 捜挙件数

□ 捜挙人員

□ 被害児童数

(件・人)

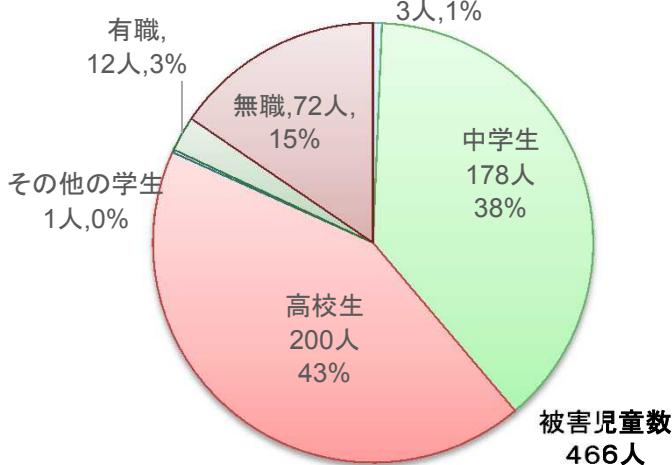


被害児童内訳

【H26】

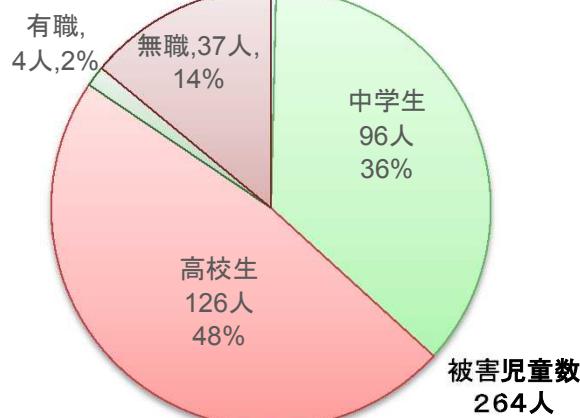
小学生

3人, 1%



【H27上】

小学生, 1人, 0%



起因別

(人)

□ 出会い系サイト利用

□ コミュニティサイト利用

□ その他



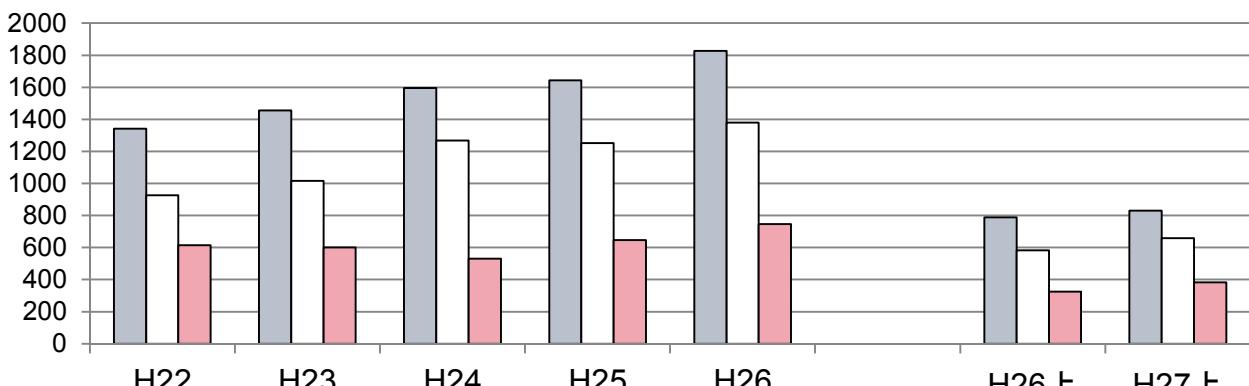
	H22	H23	H24	H25	H26	H26上	H27上
被　害　児　童　数	741	619	471	462	466	238	264
うち出会い系サイト利用	151	160	117	71	74	38	21
うちコミュニティサイト利用	214	176	182	226	260	137	184

児童ポルノ事犯の現状

【警察庁】
平成27年上半期【暫定値】

検挙状況

(件・人)

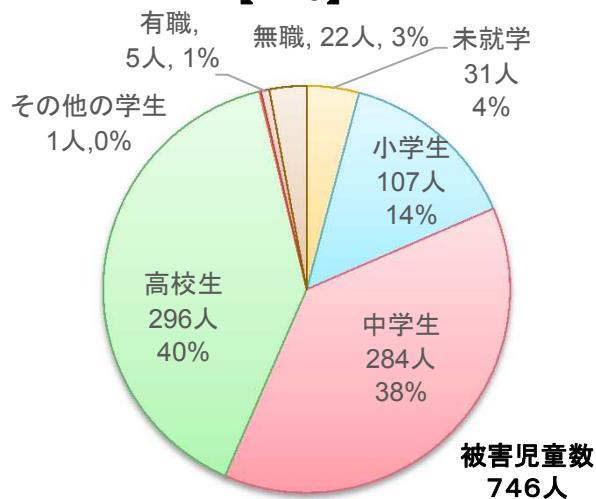


	H22	H23	H24	H25	H26	H26上	H27上
検挙件数	1,342	1,455	1,596	1,644	1,828	788	831
ファイル共有ソフト利用事犯	156	368	519	507	577	226	174
製造事犯	682	676	645	797	909	404	461
検挙人員	926	1,016	1,268	1,252	1,380	583	659
被害児童数※	614	600	531	646	746	325	383

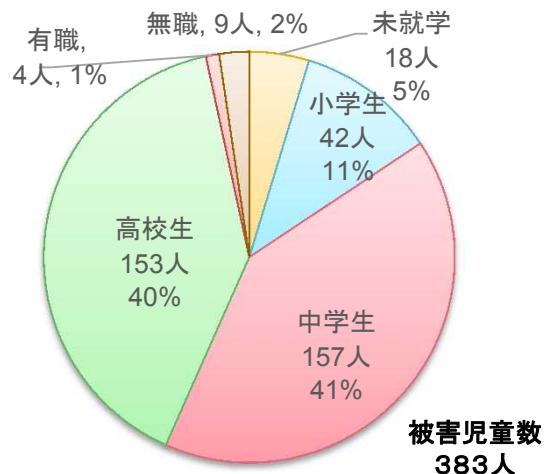
※被害児童数は、児童ポルノ事犯の検挙を通じて、新たに特定された被害児童の数をいう。

被害児童内訳

【H26】

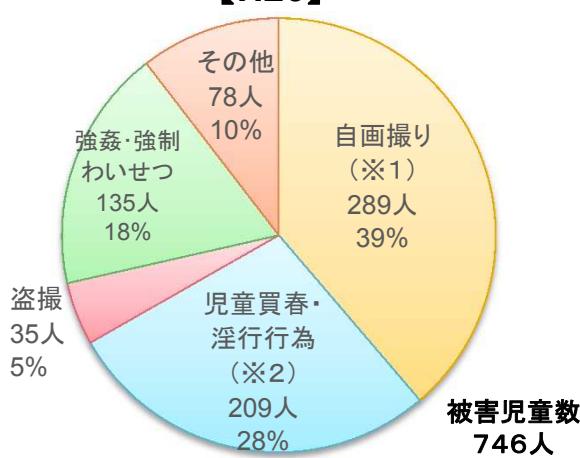


【H27上】

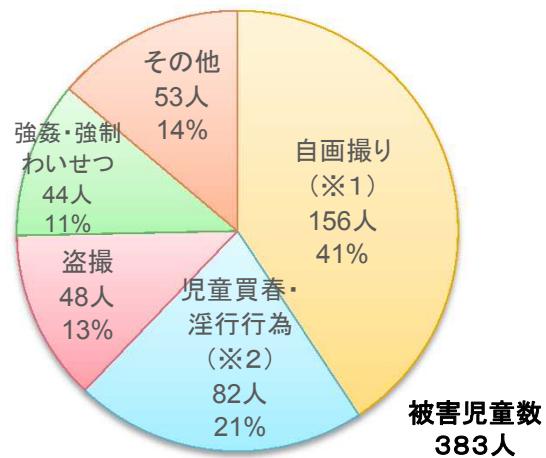


製造手段別

【H26】



【H27上】



※1 「自画撮り」形態は、だましたり、脅したりして児童に自分の裸体を撮影させた上、メール等で送らせる形態をいう。

※2 「淫行行為」は、いわゆる「青少年保護育成条例違反(淫行行為)」をいう。

1 児童買春事犯

・サイバー補導を端緒とした被害児童の保護（滋賀）

インターネット上の掲示板に不適切な書き込みをした女子高校生（当時15歳）をサイバー補導し、事情聴取した結果、知人の男（犯行時19歳）等から売春を強要されていることが判明した。女子高校生に対して、滋賀県警察の少年補導職員がカウンセリングを行うとともに、児童相談所への一時保護など、他機関と連携した支援を実施した。

・家族、学校、児童相談所と連携した被害児童の保護（静岡）

援助交際をしていた女子中学生（当時14歳）に対して、静岡県警察の少年警察補導員が、学校、児童相談所と連携して、定期的な面接や家庭連絡等の支援を実施した。支援の結果、女子中学生と両親との関係は改善し、学校での生活も落ち着き、高校にも合格することができた。

2 児童ポルノ事犯

・家族、学校等と連携した被害児童の保護（京都）

強姦及び児童ポルノ製造被害を受けた女子小学生（当時11歳）に対して、家族と連携して面接を行った。学校に対しては立ち直り支援を要請するとともに、居住地を管轄する県警察との情報共有を図り、支援体制を確保した。また被疑者の男（犯行時18歳）が保有する児童ポルノ画像を早期に削除させ、拡散を防止した。女子小学生は落ち着きを取り戻し、同女から警察に対して感謝の手紙が寄せられた。

・画像の拡散防止と被害者支援センターと連携した被害児童の保護（広島）

コミュニティサイトで知り合った男（犯行時30歳）に、自分の裸の画像を送信したことで、男から「流出させる。」と脅迫され、強姦・強制わいせつの被害を受けた女子高校生（当時15歳）に対して、広島県警察の被害者支援カウンセラーがカウンセリングを実施するとともに、（公社）広島被害者支援センターと連携して、病院への付き添いなどの支援を実施した。画像については、パソコンの解析により流出させた痕跡がないことを確認した上、早期に削除し拡散を防止した。被害児童は精神的に落ち着きを取り戻すことができた。